

## 設 計 図 書

契 約 番 号 第 R 8 - 2 5 号

業 務 名 称 R 8 新町川公園一般廃棄物他回収運搬処理委託業務

路 線 名 等 新町川公園

委 託 箇 所 徳島市藍場町 1 丁目ほか

委 託 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### 工事概要

当初 (変更前)

変更後

一般廃棄物他回収運搬処理 N=60回  
(新町川公園2箇所)

主任監督員	
現場監督員	

主任監督員	
現場監督員	

# 一般廃棄物他回収運搬処理委託業務仕様書

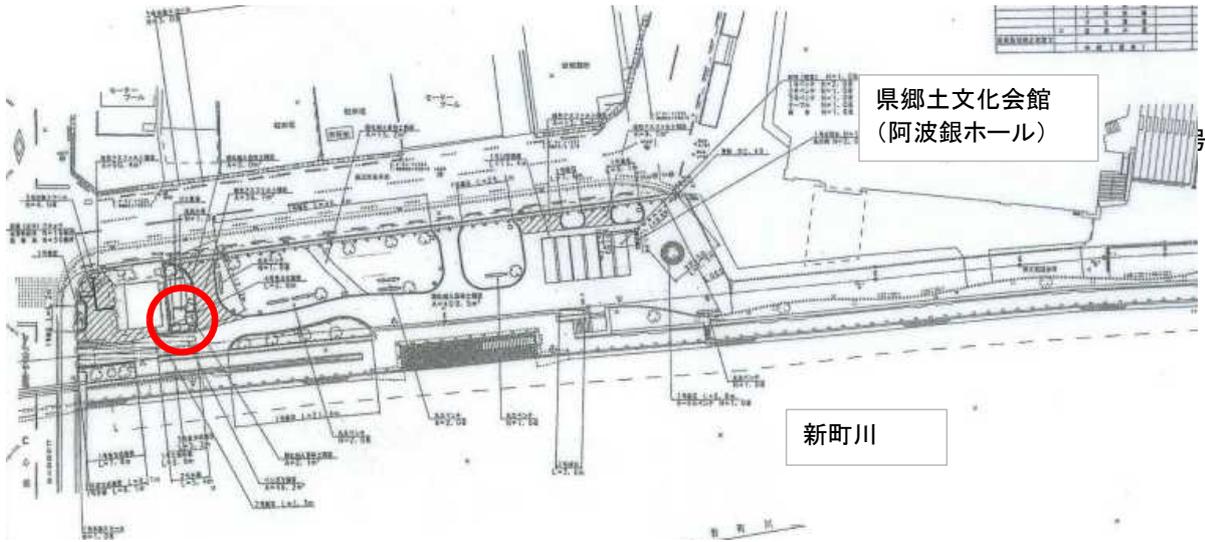
この仕様書はR8 新町川公園一般廃棄物他回収運搬処理委託業務必要な作業を定めるものである。受注者は本仕様書及び各法律を尊重し、かつ、仕様書に示されていない事項についても、業務の性質上、当然と思われる事項については、受注者が実施するものとする。

1. 本業務は新町川公園に設置されている2箇所の集積場より一般廃棄物(混合ゴミ)を原則、毎週火曜日(祝日にあたる場合はその翌日)に公園同時に、年間60回搬出する。また、春・夏期(5月・11月)にあたる廃棄物の増加期間は、原則金曜日を想定している。なお、廃棄物量により回収月日等の変動があるものとする。
2. 収集した一般廃棄物は、適正に分別、保管の上、徳島市が指示する場所へ運搬処理し適正に処分すること。また、徳島市西部環境事業所または、東部環境事業所発行の計量表にて当該業務にあたる全量の搬入を確認するものとする。  
なお、上記による写しが困難な場合は当該業務の全量の搬入を確認出来るものを作成し監督員へ提出すること。
3. 処分にあたり徳島市西部環境事業所または、東部環境事業所への搬入車両の許可証明書を環境事業所発行の写しを原則、提出するものとする。
4. 作業時における園内利用者への安全管理の徹底については作業車両の園内走行では徐行を守るとともに、駐車時には公園利用者通行の妨げとならないようにすること。また、業務中に事故等起こらぬよう、コーン等により安全対策を講じること。
5. この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と協議の上指示に従うものとする。





新町川公園 仁心橋北(南出来島)収集場所



新町川公園 イベント広場(藍場浜)回収場所

